

基本規程改正(案)

加筆 _____ 修正 ; ~~~~~ 削除 ; _____

現規程	改正案	備考
<p style="text-align: center;">第2章 組織 第1節 役員</p> <p>第3条〔役員〕 本協会には、次の役員を置く。 （1）理事：日本国籍を有するFIFA理事を含む18名以上 27名以内 （うち会長1名、副会長2名から5名、専務理事1名とする） （2）監事：2名または3名（いずれも、本協会の理事もしくは職員または本協会の委員会その他の機関の構成員を兼ねることができない）</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p style="text-align: center;">第2節 理事会</p> <p>第13条〔構成〕 理事会は、第3条〔役員〕<u>第1号</u>の理事をもって構成する。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 組織 第1節 役員等</p> <p>〔役員設置〕</p> <p>第4条 本協会に、次の役員を置く。 （1）理事：日本国籍を有するFIFA理事を含む20名以上 30名以内 （2）監事：3名以内（いずれも、本協会の理事若しくは職員又は本協会の委員会その他の機関の構成員を兼ねることができない）</p> <p>2. 理事のうち1名を会長とする。また、会長を除き5名以内を副会長、1名を専務理事、若干名を常務理事とすることができる。</p> <p>3. 前項の会長を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）上の代表理事とする。</p> <p>4. 第2項の副会長及び専務理事を「法人法」第91条第1項第2号の業務執行理事とする。</p> <p>5. 第2項の常務理事のうち理事会の決議によって選定された若干名を「法人法」第91条第1項第2号の業務執行理事とすることができる。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p style="text-align: center;">第2節 理事会</p> <p>〔構成〕</p> <p>第16条 理事会は、第4条〔役員〕<u>第1項</u>の理事<u>及び監事</u>をもって構成する。</p>	<p>第1項に修正し、 監事を追加</p>